国 総 海 第 24 号 国 海 環 第 117 号 令和 7 年 9 月 30 日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 総合政策局 海洋政策課長 海事局 海洋·環境政策課長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令について(周知)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和7年国土交通省令第97号)を別添のとおり令和7年9月30日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)及び船舶の 再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号)の適用に関し、現在、 自衛隊の使用する船舶については、その円滑な運用を図るため、必要に応じて、当該 法律の施行規則において、各規制(海洋汚染防止設備の検査等)の適用除外を規定し ている。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第44号)により自衛隊法(昭和29年法律第165号)の一部改正が行われ、装備移転船舶*について船舶法(明治32年法律第46号)等を適用除外とする規定が新設されたことを踏まえ、艦船の装備移転を円滑に実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号)等においても、必要に応じて、装備移転船舶を適用除外の対象に追加する改正を行う必要がある。

※装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第2条第4項に規定する装備移転をいう。)の対象となる船舶として外国政府向けに製造されるもの。自衛隊の使用する船舶には該当しないが、その構造及び設備等については自衛隊の使用する船舶と同様であることから、装備移転船舶については、自衛隊の使用する船舶を適用除外としている規定のうち、必要なものについて措置するもの。

2. 改正の概要

以下の省令について、装備移転船舶を適用除外の対象とする改正を行う。

く対象省令>

- 〇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(以下「海防法施行規則」という。)
- 第11条の5、第12条の17の13及び第12条の17の21
- 〇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和58年運輸省令第39号。以下「検査規則」という。)
- 第1条の5の6、第1条の21及び第2条
- 〇国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成31年国土交通省令第12号。以下「シップ・リサイクル法施行規則」という。)
- 第 2 条

3. 今後のスケジュール

公 布: 令和7年9月30日(火) 施 行: 令和7年10月1日(水) 官

第

第十一条の五

、法第八条の二第一

一項の国土交通省令で定める特別の用途)

関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。第十二条のするタンカー及び装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に7十一条の五 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用

-七の十三において同じ。)の対象となるタンカーとして製造されるものとする。

二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。項第三号、第十九条の二十四第一項、第十九条の二十五第一項、第十九条の三十五の三及び第十九条の三十六並びに船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)第二条第一防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十四号)の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第八条の二第一項、第十九条の四第一〇国土交通省令第九十七号 令和七年九月三十日 国土交通大臣

中野

洋昌

:洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

の表により、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 改 正 後

改 正 前

第十一条の五 するタンカーとする。 (法第八条の二第 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、 一項の国土交通省令で定める特別の用途) 自衛隊の使用

官

(揮発性物質放出規制対象船舶

船舶(自衛隊の使用する船舶及び装備移転の対象となる船舶として製造されるもの(第十二条第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる 規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込 の十七の二十一第一項において「装備移転船舶」という。)を除く。)であつて、揮発性物質放出 みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外

第十二条の十七の二十一 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のもの 自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶とする。

2

第

二条 |条||海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

正 後

改

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

特別の用途

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、 第一条の五の六 関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。)の対象とな 使用する船舶及び装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に る用途とする る船舶として製造されるもの (特別の用途の船舶) いて「装備移転船舶」 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、 という。)への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定め 一条の二十一第一号並びに第二条第五項及び第七項第二号に 自衛隊の 次に

掲げる船舶とする。 自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶

_ <u>:</u> 略)

(検査対象船舶)

第二条 略)

2 5 4

として国土交通大臣が定める船舶とする。 舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶 準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができ || ると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶、装備移転船 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基

のとする。 場合にあつては、 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶(第四項に規定する 第三号に掲げるものを除く。)は、これらの規定に定める船舶に含まれないも

自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶

几 略

自衛隊の使用する船舶とする。

の

一部を次のように改正する。

改

正 前 第十二条の十七の二十一 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のもの

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外

第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、

(揮発性物質放出規制対象船舶)

船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機ใ十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる

化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案

して告示で定めるものとする。

(特別の用途

第一条の五の六 使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の

<u>-</u>. <u>÷</u>. 自衛隊の使用する船舶 掲げる船舶とする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、

次に

(検査対象船舶) 略)

5 準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができ 通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通 ると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶その他国土交 大臣が定める船舶とする。 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基

7

場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。)は、これらの規定に定める船舶に含まれないも のとする。 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶(第四項に規定する

三 匹 自衛隊の使用する船舶

略

(略)

第三条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

造されるものとする。	和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。)の対象となる船舶として製	び装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令)	条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶及 第	(法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途)	改正後	
		する。	第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する <u>船舶</u> と	(法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途)	改正前	

この省令は、令和七年十月一日から施行する。 附 貝